

神戸地方裁判所委員会（第12回）議事概要

1. 日時

平成19年7月3日（火）14:00～17:30

2. 場所

神戸地方裁判所第1会議室

3. 出席者

（委員）

池田志朗，内井啓介，小泉修三，妹尾美智子，芹田健太郎，田中祥子，田中秀雄，玉田敏郎，西畑彰夫，早川 徹，三浦潤，水上敏，村上和子（五十音順，敬称略）

（庶務）

寺田俊弘，本郷忠彦，池田善信，澤明憲，新津隆弘，藤田康夫，石川雅也

4. 議事（ は委員長， は委員の発言。 は裁判所からの説明）

4.1. 委員の交替について（新任委員の紹介）

内井啓介委員（平成19年4月1日付け），玉田敏郎委員（平成19年4月25日付け），小泉修三委員（平成19年6月6日付け），三浦潤委員（平成19年4月18日付け）及び水上敏委員（平成19年5月14日付け）の紹介があった。

4.2. 新委員長の選任

林醇委員長が転出したため，芹田健太郎委員長代理の議事進行により，三浦潤委員が委員長に選任された。

4.3. 裁判員制度広報用映画「裁判員～選ばれ，そして見えてきたもの～」

4.3.1 ポイント解説（西野吾一裁判官）

4.3.2 上映

4.3.3 質疑応答（西野吾一裁判官）及び意見交換

神戸地裁では、この秋以降、ミニフォーラムと題して、神戸地裁管内の支部及び独立簡裁の設置された全ての地域において、この映画の上映や裁判官による質疑応答を、更に実際に裁判員裁判を行うこととなる神戸地裁本庁及び姫路支部では、模擬評議も併せて行う予定であるが、それらを踏まえた御意見や御質問を伺いたい。

映画の中の6人の裁判員は服装が非常に上品で、ちょっとどうかな、と思った。

大学の学生からは、裁判員に選ばれれば晴れの舞台であるから、何を着て行こうか、何か着て行くものを買わなくてはいけないのか、裁判所から、法服のようなものを貸与されるのか、といった質問を受けた。

服装が上品という点についてのお答えは難しいが、裁判員6人の年齢や職業のバランスについては、配慮されたものとなっているように思う。また、裁判員に選ばれたときに、服装の特徴で覚えられるのが嫌だという意見もあるが、裁判所において裁判員用の統一した服装を作成するかどうかについては現在検討中とのことである。

未だに多くの国民は、なぜ、私が裁判員裁判に参加しなくてはいけないのか、なぜ、一般国民の感覚が必要なのか、なぜ、一般国民が参加しなくては裁判が早く終わらないのか、という疑問を持っているようである。しかし、そういった点についての理解を求めようという広報用映画がなく、書籍に多少掲載されてはいるものの、それを読んで納得している国民は少ないのではないかと。国民の義務として割り切るのであれば、はっきりと「国民の義務です。」と言わなければいけないと思う。

1事件について、50人から100人の裁判員候補者を裁判当日の午前中に面接するそうだが、面接は、いくら速くても1人あたり5分間はかかるだろう。そうだとすれば、本当に午前中に面接を終わらせることができるのか、また、たった5分間で候補者のことが分かるのかという疑問もある。

裁判員の服装の件については、裁判官と同じものを着る必要はないが、個人を

特定できるものについてはできる限り隠すことが必要である。

広報用映画以外にも国民の理解を得られるよう、神戸独自で、広報活動の一層の充実を図っていきたい。現在の刑事裁判については、国民から高い信頼を得ているとのデータが出ているが、裁判員制度を導入することによって、より一層の信頼を得るとお考えいただきたい。

50人から100人の裁判員候補者の面接が、果たして午前中で終わるのかという点については、これからの検討課題である。

国民の義務であることを広報用映画で広く周知すべきという意見はごもっともであると思う。ただ、国民の義務ということのみをもって理解を得ること自体についての議論もある。直接刑事裁判に参加できるという権利が国民に与えられたという方向で理解を得る方法もあるのではないか。

広報用映画の「評議」や「裁判員」は、選任手続やその後の評議について良くできた内容であると思う。この映画をますます多くの国民に観てもらうことで、裁判員制度へのアレルギーを取り除く必要がある。例えば、テレビ放映や学校での上映等の方法により有効に活用されるよう希望している。

裁判員裁判の中心となる裁判官自身は、裁判員制度の導入で、どう変わり、また、どんな取り組みを行っていかうと考えているのか。

裁判員になられた人に分かりやすく説明するため、裁判官としても自己研さんを行い、スキルアップを図っていく必要があると思う。

4.4. 第11回神戸地方裁判所委員会以降に改善した点及び取り組んだ点について

裁判所で行う行事で公表できるものを掲示するため、入り口付近に掲示板を設置したこと及びプライバシー保護の観点から、神戸簡易裁判所の相談窓口、パーテーションを設置したことについて、事務局から説明した。

4.5. 裁判員制度の導入に向けた裁判所の態勢（裁判員候補者及び裁判員に対する接遇等）について意見交換

あと2年足らずの間に裁判員制度が実施されるが、裁判員候補者として来られ

た人に、裁判所は、どのように接していくのか、裁判員になられた場合にどのようにフォローしていくのかなど、裁判員制度の導入に向けた裁判所の態勢について、御意見を伺いたい。

裁判員制度は、必ずしも国民の声を十分に取り入れた制度であるとはいえないことから、広報活動に大きく取り組まなければいけないのだと思う。ただ、できた限りは、制度がより良く実施されるため、プロである裁判官も努力されたい。

裁判員候補者として集められた人の中から、裁判員を選ぶにあたっては、明確な選択基準を設けなければならない。もし、面接の結果、選ばれなかった人については、家族にどのように説明するのかという配慮も必要となろう。

評議における裁判官と裁判員の一票の重さが同じなのか、全員一致でないと評議が終了しないのか、という点についてお尋ねしたい。

模擬選任手続のための候補者名簿を裁判所に提出したが、本名簿を作成するにあたって、名簿の中からどんな方法で模擬裁判の裁判員を選ぶのかという質問を受けた。今日の映画の感想であるが、裁判員選任手続上の面接において、社会に出てもの言うことに慣れているとはいえない主婦が、自分の気持ちを十分に伝えられないままに手続きが終わってしまうのではないかという不安を持った。また、映画の中での評議でも声の大きな人に引っ張られてしまったように思う。

主婦等に制度を分かりやすく説明するにあたっては、外国で既に定着した裁判員制度に似通った制度を紹介することも有効であると思う。

面接時に死刑制度の賛否についても聞くことになるのだと思うが、自分の持つ意見を表明させられることの問題性のほか、同制度に反対すれば、裁判員から外してもらえると考える人も出てくるのではないか。だとすれば、大きな問題になるのではないか。

裁判員が、判決に対する責任を後に問われることにならないのか。

映画では全員一致の評決となったが、裁判官及び裁判員が各1人以上入っていれば多数決での評決も可能であり、仮に多数決での評決であった場合は、判決後

になって、もう少し自分の意見を大きな声で言っておけば良かったと後悔するような裁判員もいるのではないか。

多数決による評決で、評決方法についてのナレーションをはさむような映画があっても良いと思う。

プロの裁判官と裁判員の関係がどうあるべきかというような議論をこれからもっと行うべきと考える。

映画の中で選任された裁判員は、男女や年齢構成のバランスが良かったが、実際の裁判でもバランス良く選任されるのか。

選任にあたっては、検察官や弁護人が、バランスを意識した意見を述べるかもしれないが、基本的には無作為抽出になると思われる。

現在、裁判所では、各企業を訪問して模擬選任手続等のための裁判員候補者名簿の提出をお願いしている。名簿は、年齢、性別においては、いろいろな層から提出されるのが理想であるが、これについては、なかなか困難な部分もある。実際の裁判員裁判の本番になっても、無作為抽出である以上、必ずしもバランス良く集まるとはいえない。

兵庫県内の人であれば、日本海側のように遠方の人であっても裁判員候補者として呼び出される可能性があるということを踏まえると、少人数を呼び出した方が呼び出された人の負担が少なく済むようにも思われる。ただ、面接により、適当な裁判員を選ぶとなれば、50人程度の呼び出しは必要となるのか。

ある程度の人数に来ていただかないと、適切な抽選母体にならないということもあると思われる。

無作為で抽選するということを大義名分にしているが、そればかりに重きを置くことで、候補者には選ばれたが、面接で落とされるという人が多くなる。遠方から来た候補者が、面接で落とされて帰るときの気持ちを考えれば、迷惑なことだと思う人も出てくるのではないかとも思われるが、実際に裁判員を経験した人は、自分のためになったと思う人が多いのではないか。

幅広い層から候補者を選ぶことが良い。多くの人の中からなるべく偏見の無い人を選ぶことが必要である。

裁判員予定人数の10倍以上の候補者を呼ぶことについては、無駄なことのようと思う。もう少し絞った形で、落ちる人は、できるだけ少ない方が良い。

候補者に対しては、6週間前に書面が送られ、その中に、裁判員に選任されないこともあるという記載がされているのであるから、仮に面接で落ちたとしても納得してもらわざるを得ないと思う。候補者として呼び出す人数については、公平性を確保するためにもある程度は必要と考える。

検察審査会の委員の選任についても抽選によるが、年齢等のばらつきはあり、裁判員においても構成員のバランスは良くなるのではないか。

前泊の必要がある遠方から呼び出された候補者は、面接の結果、「はい、ご苦労様でした。」で帰らされるのは、「何だ。」という気持ちにもなると思う。したがって、裁判員から漏れた人への接遇もしっかり行う必要がある。

これまでの御意見を伺っていると、裁判員制度についての裁判所の広報活動が、まだまだ足りないことを痛感した。今後は国民が不安に感じられる点に応じた、論点を絞った広報活動の充実が一層必要となってくる。

裁判員制度の広報活動の対象となるのは、ほぼ全ての国民である。裁判所も一所懸命に活動されているが、現在の広報活動では、一回にいくら多くても1000人程度にしか広報できないと思われる。したがって、大々的にメディア等を介して行う必要があるのではないか。

裁判員裁判においては、今までの裁判手続と違い、裁判官が、より強いリーダーシップを発揮して、裁判員の意見をまとめていくことが必要である。

昔は大阪と東京では量刑が違い、大阪の方が軽くて人情味があるというようなことを言われていた時期があったように思う。先ほどの映画の中でも、「先例として、この程度燃えたのであれば量刑はこの程度だ。」というような話がありましたが、「個別に量刑を考えて」という裁判官からの話がなければ、その先例に

引きずられるようになったのではないかと危惧される。

裁判員裁判は、これから始まるのであり、今後、長い年月を経て少しずつ根付いていくものであると思う。今、世間では非常に高い理想を目指して議論が進められているが、裁判員になってもうまく発言できない、あるいは、どう言っているのか分からない人も裁判員に選ばれる可能性があるわけで、裁判官がその人の意見をうまく言わせてあげられるような雰囲気なり方向付けをしてあげることが必要であり、この制度の出発点でもあると思う。

これから行う模擬評議で、そのあたりの検証も併せて行う必要がある。

裁判官が法服を着ているのは権威のシンボルではなく、裁くということを抽象化したもので、裁判をしているという表れとなるものである。したがって、裁判員の服装についても、この観点から、議論をしてはどうか。

量刑については、全国どこでも同じ程度にならないとおかしいと思う。

事実認定については、裁判官と裁判員で、特に差が無く、行うことができるであろうが、裁判員自身は、裁判官と差があると思って参加し、その気持ちはなかなか払拭できないのではないかと。したがって、裁判官と裁判員の一票の重さは同じだという意識を持ってもらうことが重要であり、裁判官は、裁判員に対して、その点十分に説明する等の運用をお願いしたい。

裁判員が、裁判に参加して良かったという気持ちを持っていただくのが、一番良いことであり、そのためには、裁判官もまだまだ試行錯誤を続ける必要がある。

裁判は、裁判を受ける側の納得感も重要であるが、裁判員がそれぞれ特徴のある服装であると、服装が被告人の目に焼き付いて、服装だけを見て自分の受けた裁判ははずれだったというような気持ちになる人もいるかもしれないので、裁判員個人のキャラクターが分かるような服装ではなく、統一感のある法服に準ずる服装を考えた方が良いと思う。

4.6. 次回の議題

追って各委員の御意見をお聞きした上、決定する。

4.7. 次回期日

追って指定する。